

○ 山口県警察に勤務する職員等の旅費の調整に関する要領

平成15年12月16日

山口警会第383号

(趣旨)

第1条 この要領は、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山口県条例第60号。以下「条例」という。）第25条第1項の規定に基づき、山口県警察に勤務する職員等の旅費の調整について必要な事項を定めるものとする。

(旅行雑費の調整)

第2条 条例第21条に規定する旅行雑費は、支給しない。

(その他)

第3条 山口県警察に勤務する職員等の旅費の調整に当たっては、この要領に定めるもののほか、山口県に勤務する職員等の旅費の調整の例による。ただし、この要領と重複する場合には、この要領の規定が優先する。